

令和8年度スクールソーシャルワーカーの募集について

長崎県教育委員会

長崎県教育委員会は、不登校やいじめ、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する方をスクールソーシャルワーカーとして募集します。

1 受付期間 令和7年10月6日(月)～令和7年12月5日(金)

2 応募資格

- ① 社会福祉士の資格を有する方
- ② 精神保健福祉士の資格を有する方
- ③ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する方
- ④ 教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受験できません

- 1 日本国籍を有しない方
- 2 地方公務員法第16条の規定に該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 長崎県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、

3 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、主に次の業務を行います。

- (1) 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内における組織体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動等

4 勤務条件

(1) 勤務地

長崎県内の市町教育委員会、県立高校

(2) 勤務日・時間

- ① 配置勤務 最大で年間700時間程度、1日あたり3～7時間45分(予定)
- ② 派遣勤務 学校等からの申請に応じて、1日あたり2～7時間45分で依頼(単発)

(3) 身 分

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)

(4) 任 期

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※任期満了後に勤務実績が良好であるときに限り、最大で4回再度任用される可能性があります。

(5) 報 酬

1時間あたり3,000円

(6) 費用弁償

- ・通勤にかかる費用については、常勤職員の通勤手当の取扱いに準じ、支給。
- ・研修会出席にかかる旅費については、県の職員の旅費に関する条例に基づき、支給。

(7) 保 険

- ・公務上の災害に対する保障については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。
- ※社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の適用はありません。

5 提出書類等

提出書類 \ 応募資格	①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③こども家庭SW	④その他活動実績
(様式1) スクールソーシャルワーカー応募票	○	○
(様式2) 勤務希望調査票	○	○
登録証・資格証の写し	○	
最終学歴卒業証書の写し		○

6 応募手続き

電子申請	「長崎県電子申請システム（以下『システム』という。）」を利用して、インターネット経由で申し込んでください。 URL https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-nagasaki-u/off/offerList_detail?tempSeq=6420 QRコード  ※システムの利用者登録を行わずにお申込みできます。 ただし、応募申込完了時に表示されるパスワードや整理番号は、必ず控えておき大切に保管してください。 ※「(様式1) SSW応募票」は一旦、ご自身のPCや携帯電話機にダウンロードしてください。 応募票に必要事項を記入のうえ、システムにアップロードしてください。 ※受付期間中は24時間申込みを受け付けます。 <u>申込期限 令和7年12月5日(金) 23時59分</u>
------	---

郵送	提出書類を郵便局で簡易書留扱いとして郵送してください。 ※郵送の場合は、<u>令和7年12月5日（金）必着</u>とします。 送付先 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁 児童生徒支援課 総務・教育相談班 SSW活用事業担当宛 ※封筒の表に「<u>SSW応募書類在中</u>」と朱書きしてください。
持参	提出書類を長崎県教育庁児童生徒支援課（長崎県庁7階）へ持参してください。 ※受付時間 午前9時から午後5時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

7 選考の流れ

内容	方法	日程	結果通知
一次選考	書類選考		令和7年12月下旬
二次選考	オンライン面接	令和8年1月中旬～下旬	令和8年2月下旬
勤務地の案内	電話（内示）	令和8年3月中旬～下旬	

※選考結果は、文書で通知します。

8 その他

- (1) 本募集は、令和8年度の予算成立を前提としています。予算の成立状況によっては勤務条件等を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 二次選考合格者を、令和8年度任用候補者として登録します。任用にあたっては、「健康診断書」の提出が必要となります。詳細は、二次選考結果通知をご覧ください。

問合せ先
長崎県教育庁児童生徒支援課
総務・教育相談班 担当：村田
電話：095-894-3339
メール：sc-ssw.j@pref.nagasaki.lg.jp